

遵守事項に関する確認書

まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年1～2月分】のうち、早期支給分を申請するに当たり、下記の内容について、次のとおり遵守します。

記

- 1 要請対象期間全てにおいて、営業時間の短縮及び酒類提供時間の短縮要請等を遵守します。
なお、営業に当たっては、業種別ガイドラインに基づき、施設における感染防止対策の確認と徹底を行います。

【要請対象期間】

令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで 25日間

遅くとも令和4年1月29日（土）から令和4年2月20日（日）まで

- 2 申請者は、「まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年1～2月分】」の早期給付申請要件等の内容を確認しており、申請書に記載する店舗の名称、住所、営業時間の短縮等の取組内容、その他全ての記載事項、提出書類に間違いはありません。
- 3 「まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年1～2月分】の早期給付申請について」の「II 申請要件 5」で定める暴力団排除に関する条項のいずれにも該当しません。
- 4 要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類提供時間の短縮をしていることを店頭（店外）に掲示します。
- 5 支給要件の審査等に当たり、事実関係の確認や追加書類の提出を求められた場合、速やかに応じます。また、指定期日までに回答や提出がなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。
- 6 早期給付分を受給した場合は、必ず要請期間後に受け付ける本申請を行います。その際には、売上高に応じて支給額を算定し必要書類を全て提出します。また、上記要請に応じていなく支給対象外であると判明した場合又は本申請を行わない場合は、早期給付分協力支援金の返還に応じます。
- 7 早期給付は、1つの施設につき1回限りであることを理解するとともに、本申請により支給総額を算定した結果、過誤払いであると判明した場合は、過払額または早期給付分全額の返還に応じます。
- 8 支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、申請内容に虚偽があることが判明した場合には、協力支援金の全額返還に応じるとともに、加算金の請求があった場合も応じることに同意します。また、道が事業者名を公表することに同意します。
- 9 休業等の要請に応じた店舗名（屋号）及び所在地を道が公表する場合があること、又、申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局、警察署、保健所、市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 10 提出した基本情報等が協力支援金の事務のために第三者に提供される場合（申請要件の充足性を判断するために道又は市町村が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び協力支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（申請要件の充足性を判断するために道又は市町村が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があることに同意します。

なお、これら事項に関して当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

【署名欄】

署名年月日 令和 年 月 日

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名（自署）

（自署のほか、ゴム印+代表者印も可）